

資料

オーストリア刑法典における国際刑法関連規定(翻訳)

フライリップ・オステン

横濱和弥

／訳

〔訳者まえがき〕

以下に掲載するのは、オーストリア刑法典各則第二章に定められる、国際刑事裁判所 (International Criminal Court (ICC)) の対象犯罪等に関する規定の日本語訳である。従来、オーストリア刑法典では、第二章の中で、ICC 対象犯罪（いわゆる中核犯罪）のうち、集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）に関する規定のみが存在していたところ、二〇一五年施行の刑法および刑事訴訟法の改正法⁽¹⁾並びに二〇一六年施行の刑法典改正法⁽²⁾により、同章の規定が拡充され、すべての対象犯罪が包含されることとなった。本翻訳では、改正された第二章の全条文を訳出することにより、オーストリアがICC対象犯罪をどのように国内法

化したのかを明らかにするための資料を提供するものとする。

なお、オーストリア刑法典の翻訳にあたっては、ICC 規程の英語原文⁽³⁾、オーストリア官報 (Bundesgesetzblatt) 掲載のICC規程ドイツ語公定訳⁽⁴⁾、日本外務省によるICC規程日本語公定訳⁽⁵⁾、ドイツの「国際刑法典」(Völkerstrafgesetzbuch: VStGB)⁽⁶⁾等も参考とした⁽⁷⁾。また、本改正にあたっての背景、経緯および内容等については、本号掲載の拙稿も併せて参照されたい。

第二章 集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪

集団殺害犯罪

第三二一条 (一) 教会若しくは宗教団体、人種、民族、種族又は国への所属により特定される集団の全部又は一部に対し、その集団自体を絶滅させる意図をもって、当該集団の構成員を殺害し、身体(第八四条第一項)若しくは精神に重い害を与え、当該集団の全ての構成員若しくはその一部の死をもたらすのに適した生活条件を課し、当該集団内部の出生を妨げることを意図した措置をとり、又は当該集団の児童を暴行を用いて若しくは暴行を行う旨の脅迫により他の集団に移した者は、終身自由刑に処する。

(二) 前項に掲げる可罰的行為を共同して実行することを他人と申し合わせた者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

人道に対する犯罪

第三二一条 a (一) 文民たる住民に対する攻撃であつて広範又は組織的なものの一部份として、

一 人を殺害した(第七五条)者、又は
二 住民の全部又は一部を絶滅させる意図をもって、当該住民又はその一部に対して、その全部又は一部の絶滅をもたらすのに適した生活条件を課した者は、終身自由刑に処する。

(二) 前項に掲げる攻撃の一部として人を奴隷(第一〇四条)とした者は、一〇年以上二〇年以下の自由刑又は終身自由刑に処し、行為の結果として人を死亡させたときは、終身自由刑に処する。

(三) 第一項に掲げる攻撃の一部として、

- 一 人身取引(第一〇四条 a)を行った者、
- 二 国際法に違反して、住民をその者が合法的に所在する地域から追放し、又は強制的に他の地域に移送した者、
- 三 自己の抑留下において、又はその他の態様で自己の支配下にある者に対して、その身体又は精神に重大な苦痛を与えた者(ただし、苦痛が専ら合法的な制裁から生じたものではなく、そのような制裁に固有のものではなく、又は付随するものではない場合に限る)、
- 四 人を強姦し(第二〇一条)、若しくは性行為を強要し(第二〇二条)、売春を強要し(第一〇六条第三項)、生殖能力を剥奪し(第八五条第一項第一号)、又は住民

の民族的な組成に影響を与える意図若しくは国際法に対するその他の重大な違反を行う意図をもって、強制を用いて妊娠させられた女性を監禁した者、又は

五人を失踪させた(第三二二条b)者

は、五年以上一五年以下の自由刑に処し、行為の結果として人を死亡させたときは、一〇年以上二〇年以下の自由刑又は終身自由刑に処する。

(四) 第一項に掲げる攻撃の一部として、

一 人の身体に重い傷害(第八四条第一項)を加えた者
二 国際法に違反して、重大な態様で人の自由を剝奪した者、又は

三 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的若しくは宗教的な理由、性に係る理由、又はその他の国際法の下で許容されないことが認められている理由に基づいて、識別可能な集団又は共同体から基本的人権を剝奪し、又はこれを本質的に制限することにより、その集団又は共同体を迫害した者

は、一年以上一〇年以下の自由刑に処し、行為の結果として人を死亡させ、又は一の人種の集団を他の人種の集団が組織的に抑圧し、及び支配する制度化された体制を維持する意図をもって行為が行われたときは、五年以上

一五年以下の自由刑に処する。

人に対する戦争犯罪

第三二二条b (一) 武力紛争との関連において、国際人

道法に基づいて保護されるべき人を殺害した(第七五条)者は、終身自由刑に処する。

(二) 武力紛争との関連において、国際人道法に基づいて保護されるべき人を人質にとった者は、一〇年以上二〇年以下の自由刑に処し、行為の結果として被害者を死亡させたときは、一〇年以上二〇年以下の自由刑又は終身自由刑に処する。

(三) 武力紛争との関連において、

一 自己の抑留下において、又はその他の態様で自己の支配下にある国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、その身体又は精神に重大な苦痛を与えた者(ただし、苦痛が専ら合法的な制裁から生じたものではなく、そのような制裁に固有のものではなく、又は付随するものではない場合に限る)、又は

二 国際人道法に基づいて保護されるべき人を強姦し(第二〇一条)、若しくは性行為を強要し(第二〇二条)、売春を強要し(第一〇六条第三項)、生殖能力を剝奪し

(第八十五条第一項第一号)、又は住民の民族的な組成に影響を与える意図若しくは国際法に対するその他の重大な違反を行う意図をもって、強制を用いて妊娠させられた女性を監禁した者

は、五年以上一五年以下の自由刑に処し、行為の結果として被害者を死亡させたときは、一〇年以上二〇年以下の自由刑又は終身自由刑に処する。

(四) 武力紛争との関連において、

一 国際人道法に基づいて保護されるべき人の身体若しくは精神に重大な苦痛を与え、又は身体に重い傷害(第八四条第一項)を加えた者、

二 一五歳未満の者を軍隊に強制的に徴集し、若しくは志願に基づいて編入し、若しくは一八歳未満の者を武装集団に強制的に徴集し、若しくは志願に基づいて編入し、又は一八歳未満の者を敵対行為に積極的に参加させるために使用した者、

三 文民たる住民の全部又は一部を追放し、若しくは強制的に他の地域に移送し、又は当該の追放若しくは移送を命令した者(ただし、当該文民の安全の観点又は絶対的な軍事上の理由から要求される一時的な移動ではない場合に限る)、

四 国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、国際法上必要とされる裁判上の保障が与えられる公正な正規の裁判において有罪判決を下すことなく、著しく重い刑を言い渡し、又は執行した者、

五 敵対する紛争当事者の権力内にある、国際人道法に基づいて保護されるべき人を、その者の承諾の有無にかかわらず、次に掲げる行為により、死の危険又は重い健康障害の危険に晒した者、

(a) 医学的に必要不可欠でなく、その者の利益のためになされるでもない実験をその者に対して行うこと、

(b) 移植を目的としてその者から組織又は器官を摘出すること(ただし、一般に受け入れられている医療上の基準に適合し、治療を目的として血液又は皮膚を採取する場合であって、その者が事前に自発的かつ明示の承諾をしている場合を除く)、又は

(c) その他の態様で、その者に対して、その者の健康状態から要求されず、かつ、一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない治療措置を受けさせること、又は

六 国際人道法に基づいて保護されるべき人に対して、

重大な態様で、侮辱的な又は体面を汚す待遇をした者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処し、行為の結果として被害者を死亡させたときは、五年以上一五年以下の自由刑に処する。

(五) 国際的武力紛争との関連において、

一 国際人道法に基づいて保護されるべき人を不法に拉致し、若しくは監禁し(第九九条)、又はその帰還を不当に遅延させた者、

二 占領国の構成員として、その占領地域に自国の文民たる住民の一部を移送し、又はその占領地域の住民の全部若しくは一部を当該占領地域の内において若しくはその外に追放し、若しくは移送した者、

三 国際人道法に基づいて保護されるべき人に敵国の軍隊における服務を強要した(第一〇五条)者、又は

四 敵対する紛争当事者の構成員に対して、その本国に對する軍事行動への参加を強要した(第一〇五条)者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(六) 国際人道法に基づいて保護されるべき人とは、武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約(BGBl. Nr. 155/1953)並びに同諸条約に対する第一追加議定書及び第二追加議定書(ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争

の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)(その附属書を含む)及びジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第二追加議定書)(それに対する宣言及び留保を含む)(BGBl. Nr. 527/1982)の意味において保護される人、特に傷者、病者、難船者、無条件に投降し、若しくはその他の理由により戦闘外にある軍隊の構成員及び敵対する紛争当事者の戦闘者、捕虜並びに文民をいう(ただし、文民の場合には敵対行為に直接参加しない場合に限る)。

所有権及びその他の権利に対する戦争犯罪

第三二二条c 武力紛争との関連において、

一 略奪を行い、又は武力紛争の必要性から要求されることなく、その他の態様で、敵対する紛争当事者若しくはその構成員の物を、国際法に違反して、著しく大規模に破壊し、徴発し、又は押収した者、

二 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(BGBl. Nr. 58/1964)の意味における文化財を大規模に破壊し、又は徴発した者、又は

三 敵対する紛争当事者の構成員の全部又は一部の権利及び訴権が消滅し、停止され、又は裁判所において受理

されないことを国際法に違反して命令した者は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

国際的活動に対する戦争犯罪並びに特殊標章及び国籍標章の不適正な使用

第三二一条 d (一) 武力紛争との関連において、

一 国際連合憲章の下での人道的援助又は平和維持活動に係る要員、施設、物品、組織又は車両であつて、国際人道法の下で文民又は民有用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを攻撃した者、又は

二 武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約又は同諸条約に対する第一追加議定書及び第二追加議定書(ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)(その附属書を含む)及びジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第二追加議定書)(それに対する宣言及び留保を含む))並びに千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の追加の特殊標章の採択に関する追加議定書(第三追加議定書)(BGRI, III Nr. 137/2009)に定める特殊標章を国際人道法に従つて使用している要員、建物、物品、医療組織又は医療用輸

送手段を攻撃した者

は、一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(二) 武力紛争との関連において、武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約若しくは同諸条約に対する第三追加議定書により認められる特殊標章、休戦旗又は敵中立国若しくはその他の紛争に参加しない国若しくは国際連合の旗、軍隊の記章若しくは制服を不適正に使用し、よつて人の重い傷害(第八四条第一項)を引き起こした者は、一年以上一五年以下の自由刑に処し、行為の結果として人を死亡させたときは、一〇年以上二〇年以下の自由刑に処する。

禁止された戦闘方法の使用による戦争犯罪

第三二一条 e (一) 武力紛争との関連において、

一 文民たる住民それ自体又は敵対行為に直接参加していない個々の文民を攻撃した者、
 二 文化財を含む民有用物を攻撃した者(ただし、民有用物がそれ自体として国際人道法により保護される場合に限る)、
 三 防衛されていない場所又は非武装地帯を攻撃した者、
 四 強化された保護の下にある文化財又はそれに直接に

接する領域を軍事行動の支援のために使用した者、

五 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が文民の死若しくは傷害又は民有用物の損傷を過度に引き起こすことを確定的に認識(第五条第三項)しながら攻撃を行った者、

六 ダム、堤防及び原子力発電所に対する攻撃であつて、それらが第二号の意味における民有用物に当たらず、かつ、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が文民の死若しくは傷害又は民有用物の損傷を過度に引き起こすことを知りながら攻撃を行った者、

七 攻撃が自然環境に対する広範、長期的かつ重い害を引き起こすことを知りながら攻撃を行った者、

八 国際人道法に基づいて保護されるべき人(第三二一条b第六項)を、敵が特定の目標に対して軍事行動をとることを妨げるために、盾として利用した者、

九 戦闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品を剥奪することにより、又は国際人道法に違反して救済品の分配を妨げることにより、文民の飢餓の状態を利用した者、

一〇 上官(第三二一条g第二項)として、その実質的な指揮又は権限及び管理の下にある部下に対して、助命

がなされないよう命令し、又は宣言した者、又は

一一 敵対する軍隊の構成員又は敵対する紛争当事者の戦闘者を陰湿に殺害し、又は負傷させた者、

は、第一号から第一〇号の場合は一年以上一〇年以下の自由刑、第一一号の場合は五年以上一五年以下の自由刑に処する。

(二) 前項第一号から第一〇号の行為の結果として国際人道法に基づいて保護されるべき人(第三二一条b第六項)に重い傷害(第八四条第一項)を負わせたときは五年以上一五年以下の自由刑に処し、行為の結果としてそのような人を死亡させたときは一〇年以上二〇年以下の自由刑に処する。

禁止された戦闘手段の使用による戦争犯罪

第三二一条f (一) 武力紛争との関連において、

一 毒物又は毒を施した兵器を使用した者、

二 生物兵器又は化学兵器を使用した者、又は

三 人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸、特に外包が硬い弾丸であつて、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、又はその外包に切込みが施されたものを使用した者

は一年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(二) 行為の結果として人に重い傷害(第八四条第一項)を負わせたときは、五年以上一五年以下の自由刑に処し、行為の結果として人を死亡させたとき、又は利用された手段(第一項)が大規模虐殺のためになされ、かつ、それに適したものであったときは、一〇年以上二〇年以下の自由刑に処する。

上官としての責任

第三二一条 g (一) 上官(第二項)として、自己の実質的な指揮又は権限及び管理の下にある部下が、この章に定める行為を行うことを防止しなかつた者は、部下によって行われた行為の正犯と同様に処罰する。

(二) 上官とは、軍若しくは文民の上官、又は軍若しくは文民の上官にはあたらないものの、軍隊、非軍事的組織若しくは企業において、実質的な権限及び管理を行使する者をいう。

監督義務の違反

第三二一条 h (一) 自己の実質的な指揮又は権限及び管理の下にある部下を適切に監督しなかつた上官(第三二一

条 g 第二項)は、その部下がこの章に定める行為を行ったときであつて、その行為が差し迫っていることがその上官にとつて認識可能であり、かつ、これを防止し得たときには、六月以上五年以下の自由刑に処する。

(二) 上官(第三二一条 g 第二項)として、前項で処罰される行為を過失により行つた者は、三年以下の自由刑に処する。

犯罪の通報の懈怠

第三二一条 i 部下が行つたこの章に定める行為を、そのような行為の捜査又は訴追を所管する当局に対して遅滞なく通知しなかつた上官(第三二一条 g 第二項)は、六月以上五年以下の自由刑に処する。

指揮又はその他の命令に基づく行為

第三二一条 j 行為者が、軍の指揮又はこれと同等の拘束力を有するその他の命令を実行するにあつて行為を行ったときであつて、その指揮又は命令が違法であることを認識しておらず、かつ、その指揮又は命令の違法性が明白でなかつたときは、第三二一条 b から第三二一条 i までに定める犯罪のために処罰されない。

侵略犯罪

第三二一条 k (一) 国の政治的又は軍事的行動を支配し、又は指揮する実質的な地位にあり、その性質、重大性及び規模により国際連合憲章の明白な違反を構成する侵略行為を開始し、又は実行した者は、一〇年以上二〇年以下の自由刑に処する。

(二) 前項に定める要件の下で、そのような侵略行為を計画し、又は準備した者は、五年以上一〇年以下の自由刑に処する。

(三) 第二項の意味において、「侵略行為」とは、国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使をいう。

- (1) Änderung des Strafgesetzbuches und der Strafprozessordnung 1975, BGBl. I Nr. 106/2014.
- (2) Strafrechtsänderungsgesetz 2015, BGBl. I Nr. 112/2015.
- (3) ICC 規程 (英文) は、ICC 公式HPで参照可能。
<https://www.icc-cpi.int/resource-library/Documents/RS-Eng.pdf> (二〇一七年二月一七日最終閲覧)。

(4) BGBl. III Nr. 180/2002. 該当官報は、以下のURLで参照可能。
https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblPDF/2002_180_3/2002_180_3.pdf (二〇一七年二月一七日最終閲覧)。

(5) 日本外務省による公定訳は、以下のURLで参照可能。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty166_1.pdf (二〇一七年二月一七日最終閲覧)。

(6) なお、ドイツの国際刑法典の翻訳は、フィリップ・オステン＝久保田隆「ドイツ国際刑法典 全訳」法学研究九〇巻四号(二〇一七年)に掲載予定である。

(7) なお、オーストリア刑罰典の翻訳としては、少々古いものではあるものの、法務大臣官房司法法制調査部司法法制課「法務資料第四二三号 一九七四年オーストリア刑罰典」(一九七五年)などがある。